

この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れのおそれがあります。

- 所定の費用・手数料がかかります。
- 為替リスクがあります。
- 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

# USドル建終身保険 ドルスマート S

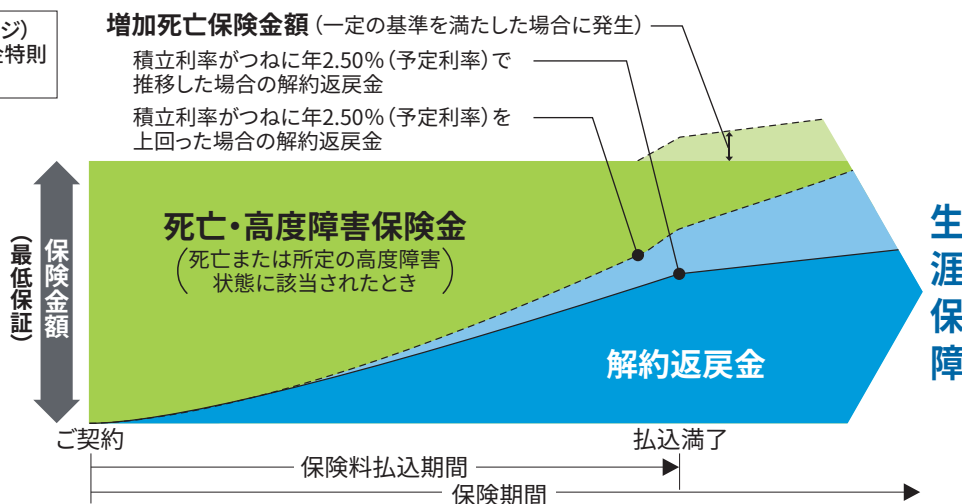
積立利率変動型終身保険(米国通貨建 2002)

メットライフ生命 ドルスマート S	この商品が満たす主な保障分野						貯蓄部分
	死亡	病気・ケガ	ガン	介護	教育・老後資金準備 役員・従業員の 退職金準備	資産運用	
	○				○	○	○

## 1 商品の特征としくみ

- 生涯にわたり、死亡・高度障害の保障を準備できる米ドル建の商品です。
- 保険料の払い込みや保険金の受け取りなどは、すべて米ドルで行います。特約を付加することで、これらを円で行うこともできます。
- 積立利率は、定期的に設定されます。積立利率は、年2.50% (予定利率) が最低保証されています。
- 特約を付加することで、三大疾病 (悪性新生物・心疾患・脳血管疾患) や要介護状態の保障などを充実させることもできます。

しくみ図(イメージ)  
※低解約返戻金特則なしの場合



プラス

特約を付加することにより、保障を充実させることができます。

### 付加できる主な特約

- |  |  |                                    |
|--|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 三大疾病*・要介護状態の保障<br>三大疾病・介護給付終身保険特約 (米ドル建)  | <input type="checkbox"/> 一定期間の死亡・高度障害保障<br>定期保険特約 (無解約返戻金型 米ドル建) | <input type="checkbox"/> 円入金特約     |
| <input type="checkbox"/> 三大疾病*時・要介護状態時の保険料払込免除<br>三大疾病・介護保険料払込免除特約 | <input type="checkbox"/> 余命6ヵ月以内の生前給付<br>リビング・ニーズ特約              | <input type="checkbox"/> 円支払特約     |
| <small>* 悪性新生物・心疾患・脳血管疾患</small>                                   |  | <input type="checkbox"/> 年金移行特約    |
|  |  | <input type="checkbox"/> 年金支払特約    |
|  |  | <input type="checkbox"/> 給付金代理請求特約 |

※ご契約時の年齢などにより、付加できない場合があります。

## 2 主なお取り扱いについて(主契約)

※お取り扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約年齢範囲	満6歳～満80歳
最低保険金額	3万米ドル
保険期間	終身
解約返戻金	あります。低解約返戻金特則を付加した場合、保険料払込期間(低解約返戻金期間)の解約返戻金を抑制します。
契約者配当	ありません。

### 3 主な保障内容(主契約)

名称	支払事由	支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当されたとき	

※支払事由に該当されたときに増加死亡保険金額がある場合は、保険金額に増加死亡保険金額を加えてお支払いします。

#### ■ 増加死亡保険金額について

●ご契約の際に定められた保険金額とは別に、前月末の積立金をもとにして毎月1日(計算日)に計算される逦増型の保険金額のことをいいます。

#### ■ 保険料払込免除について

●不慮の事故で所定の身体障害状態に該当された場合、以後の保険料の払い込みは免除されます。

### 4 その他の事項

#### ■ 積立利率について(主契約)

●積立利率は、積立金(将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てる部分)に付利されます(保険料に付利する利率ではありません)。

#### ■ 特別積立金について(主契約)

●ご契約後10年および20年継続した保険契約に対しては、ご契約後10年ごとの資産の運用実績に応じて計算された金額を、保険契約の積立金に積み増します。

●積立利率がつねに年2.50%で推移した場合、特別積立金はありません。

#### ■ 諸費用についてご確認ください この保険では、下記の費用をご負担いただきます。

##### ●ご契約にかかる諸費用について

ご契約にかかる諸費用とは以下の費用の合計をいい、それぞれ下記の方法で差し引くことによりご負担いただきます。

項目	時期・控除方法
保険契約の締結・維持にかかる費用	保険期間中、保険料または積立金などから定期的に差し引きます。 ※保険料から費用を差し引いた金額が積立金として将来の保険金などのお支払いにそなえて積み立てられます。
死亡・高度障害保障などのための費用	保険期間中、積立金などから定期的に差し引きます。
資産運用のための運営費率、積立金を最低保証するための保証費率、その他費用	主契約の積立利率を計算する際に、当保険の前々月の運用実績から差し引きます。

※積立金は積立利率でそのまま運用されるものではありません。

これらの費用は、保険金額・契約年齢・性別・経過期間などによって異なりますので、一律には記載できません。

##### ●年金を管理するための費用について

年金支払特約・年金移行特約を付加し、死亡保険金・解約返戻金などを年金で受け取られる場合、毎年の年金受取時に年金を管理するための費用(年金額の1.00%)が差し引かれます(費用の割合は将来変更されることがあります)。

##### ●解約控除

解約控除とは、解約時、減額時および払済終身保険への変更時にご負担いただく費用です。保険契約を解約、減額または払済終身保険に変更される場合には、保険料払込期間または契約日から10年間のいずれか短い期間は、経過期間(保険料をお払い込みいただいた年月数\*)などに応じて、積立金などから所定の金額が差し引かれます。この差し引かれる金額については、経過期間などにより異なるため、一律には記載できません。

\*年払・半年払の場合は、保険料を払い込みいただいた年月数と経過年月数のいずれか短い年月数

##### ●外貨建保険のお取り扱いの際にかかる為替手数料について 通貨交換時に生じる手数料をご負担いただきます。

###### (銀行などの金融機関で通貨交換をされる場合)

●外貨建の保険料などを円から交換して用意される際には、為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

###### (銀行などの金融機関で外貨のお払い込み・お受け取りをされる場合)

●保険料などを外貨で払い込む際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります。外貨による口座振替に関しても手数料をご負担いただく場合があります。また、保険金などを外貨で受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

###### (通貨交換に関する特約を利用される場合)

●「円入金特約」および「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、特約適用時のご負担となります。特約適用時のレートは、三菱UFJ銀行が公示する外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

円入金特約のレート	TTM+50銭
円支払特約のレート	TTM-50銭

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※上記のレートは2022年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

###### (クレジットカード払を利用される場合)

●クレジットカード払を利用される場合、カード会社が定める、通貨交換時の手数料が含まれた換算レートが適用されます。これは当社が定めるレートとは異なります(詳しくは、クレジットカード会社にご確認ください)。

#### ■ リスクについてご確認ください

##### ●外貨建保険には、為替相場の変動によるリスクがあります

この保険の保険金額および解約返戻金額は、為替相場の変動により、受取時の為替相場で円に換算した金額が、契約時の為替相場で円に換算した金額を下回ることがあります。また、保険金などの受取時の円換算額が、保険料の払込時の円換算額の累計を下回り、損失が生じるおそれがあります。

##### ●低解約返戻金特則について

主契約および三大疾病・介護給付終身保険特約(米ドル建)については、低解約返戻金特則を付加した場合、保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金額は所定の割合で抑制されています。これを円に換算する場合には、抑制された金額に対してさらに為替相場の変動による影響を受けます。

##### ■ その他ご確認ください

●契約条件によっては、外貨建払込保険料累計額が外貨建保険金額を上回る場合があります。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しくは、当商品の販売資格を持った当社コンサルタント社員または募集代理店までご相談ください。

■お問い合わせ先/担当者

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社  
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3  
www.metlife.co.jp